

平成 21 年 4 月 16 日

CIAフォーラム No.28研究会報告書

## 裁判員制度に学ぶ内部監査の要件

(座長)	北 川 尚 史
(メンバー)	阿 部 茂
	岡 本 貴 彦
	大 庭 勝 彦
	北 岡 信 夫
	米 本 薫
	守 田 一 徳

「CIA フォーラム」は、CIA 資格保持者の研鑽および相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会 (IIA-JAPAN) の特別研究会である。各研会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究機関、目標成果を設定し、研究成果を発信している。この研究報告書は、CIAフォーラム「No. 28研究会」が、その活動成果として取り纏めたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

## [目次]

I. はじめに. (本研究の目的)	3
II. 研究ステップの概要	3
III. 検討の視点と方法	4
1. 裁判員制度と内部監査の各プロセスからの論点抽出	
2. 内部監査・CSA 活動への活用検討	
IV. 論点の検討	4
1. 独立性と客観性の問題	
2. 熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意	
3. 品質のアシユアランスと改善のプログラム	
4. 裁判での証拠調べと監査での監査証拠調べのあり方	
5. 公判前整理手続と講評前の被監査部門との論点整理手続	
6. 捜査と往査の関係対比	
7. 判決文と監査報告書	
8. 上告と最高経営者	
9. 刑の執行と改善勧告の実施	
V. 検討結果	9
1. 刑事裁判から得られる内部監査における示唆	
2. 集団評議におけるコミュニケーション技法	

### 別紙

1. 第一審の刑事手続の概略（起訴から判決まで）と内部監査
2. 内部監査と刑事裁判の対比
3. 刑事裁判の内部監査への示唆

### 参考資料

1. 日本の裁判員制度概要（裁判員法）
2. 各国の陪審・参審制度の比較
3. 刑事訴訟法の考え方
4. 市民と裁判官のコミュニケーションをどうするか ～充実した評議のために～（プログラム）

## I. はじめに. (本研究の目的)

いよいよ国民が裁判官と一緒に重大な刑事裁判を行う裁判員制度が、2009年5月から実施される。

裁判官とともに刑事訴訟手続きに関与することにより、司法に対する国民の理解の増進とその信頼性の向上に資することが、立法の趣旨であるが、この機会にわれわれのCIAフォーラム研究会は、裁判員制度を始めとする司法制度改革を研究することにより（裁判員制度と内部監査を比較研究することにより）、裁判員制度から内部監査のあり方を学べないかと考えた。裁判員制度と内部監査は異質のものであり、比較分析は意味がないという意見も聞かれたが、下記の観点から、内部監査の重要点を再確認でき、意義深いものであった。

裁判員制度は、従来の裁判制度に市民の常識をいれて、裁判の有効性を向上させようというものである。手続論の王道の刑事訴訟法に基づく、裁判員制度と自主規制の内部監査手続を比較した場合、さまざまな違いがあり、内部監査への示唆に富む事項を確認できると考えて、まず刑事裁判と内部監査のプロセスを対比させて、そのなかから、検討する論点を選択した。内部監査人のあり方については、「内部監査の専門職的実施の国際基準」を参考にした。

監査とは何かを改めて考える機会となり、内部監査人の限界とあるべき姿への提言ができたと考える。

## II. 研究ステップの概要

準備委員会(2008年7月)において、「裁判員制度」を研究テーマに取り上げるに伴い、CIA資格との関連性、テーマとしての妥当性についての議論を行った。参考としてアメリカ映画「12人の怒れる男たち」をビデオ鑑賞し、アメリカ陪審員制度等各国制度との比較、審議過程におけるCIA監査要件と必要とされる資質の共通性/相違について、裁判を通して透けて見えるもの(組織、手法、技術等)等について、テーマの方向性を定めた。研究は下記のとおりステップで行った。

1. 裁判員制度の詳細把握(9月): 裁判員制度に関する基本的知識を共有し議論を深める土壌として、「裁判員制度」(丸田隆、平凡社新書)を全員読了のうえ、研究会に参加した。「裁判員選任手続と流れ p.141」「現行刑事裁判の仕組と流れ p.143」「裁判員裁判の流れ p.155」、および「裁判員制度と他の市民参加制度との特徴比較 p.72」について、座長作成レポートを基に議論を進めた。
2. 諸外国裁判制度との比較(10月): 当初、ほとんど全員が「陪審制」「参審制」「裁判員制度」の違いの認識がなく、「裁判員制度」の実態についても十分認識把握していたわけでない。裁判所から裁判員制度広報用映画DVD「審理」「評議」「裁判」を入手、「審理」を鑑賞、その他DVDを持ちまわり鑑賞した。「裁判員」に参加した庶民が感じるであろう「重み」「悩み」「はかなさ」がうまく表現されていると感じるとともに、評議に当たり、裁判官が事実関係を整理し進行役をこなしながら、全員で議論を尽くし事実認定・量刑判断を行うさまが、興味深いものであった。諸外国裁判制度比較表を作成することとした。

3. 刑事訴訟手続の研究(11月): 裁判の流れの基本的理解の為、刑事訴訟手続について、まとめ資料を作成、全員の理解を深めた。
4. 「裁判員裁判におけるコミュニケーション・デザインの学際的研究」シンポジウム(2008年11月23日): 青山学院大学で行われた「平成20年度科学研究費補助金/基盤研究(B)裁判員裁判におけるコミュニケーション・デザインの学際的研究中間成果報告シンポジウム」に2名が参加聴講した。裁判官、弁護士、心理学者、言語学者等が参加する学際的研究で心理学的・言語学的分析手法について、CSAファシリテーション技法への示唆を受けることができた。
5. CIA監査基準要件との対比と内部監査への示唆(観察、閲覧、実査、立会い、面談、質問、調査、分析手法、証左、等の観点)(12月): 「内部監査の専門的実施の国際基準」(2009年1月1日改訂(財)日本内部監査協会事務局仮訳)を参考に、裁判員制度との対比、内部監査への示唆について討議を行った。
6. まとめ(1月、2月): 湯河原にて合宿を行い、今までの研究成果のまとめを行った。

### III. 検討の視点と方法

1. 裁判員制度と内部監査の各プロセス(別紙1「第一審の刑事手続の概略(起訴から判決まで)と内部監査」参照)を対応させ、各プロセスにおいて、内部監査における整備運用上の監査リスクを明確にし、比較的重要な項目であると思われる下記の論点を抽出し、検討した。
  - (1) 独立性と客観性の問題
  - (2) 熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意
  - (3) 品質のアシュアランスと改善のプログラム
  - (4) 裁判での証拠調べと監査での監査証跡調べのあり方
  - (5) 公判前整理手続と講評前の被監査部門との論点整理手続
  - (6) 捜査と往査の関係対比
  - (7) 判決文と監査報告書
  - (8) 上告と最高経営者
  - (9) 刑の執行と改善勧告の実施
2. 裁判員制度の運用にあたり、一般市民と裁判官による「充実した評議」の実現が大前提であるが、裁判官と裁判員の知識ギャップ及び経験ギャップがあること、異なる立場から構成される裁判員における集団討議・意思決定等の難しさ等が予想されることから、「集団評議におけるコミュニケーション技法」の研究が行われており、我々のメンバーが参加したシンポジウムの紹介と内部監査・CSA活動への活用を検討した。

### IV. 論点の検討

1. 独立性と客観性の問題

内部監査部門は、アメリカ型企业では監査委員会に直属する形で、独立性を確保している。実態として、日本の企業では、東証の「コーポレートガバナンス白書 2009」によれば、東証上場 2,378 社中、委員会設置会社は 55 社に留まり、97.7%の会社は監査役会型である。その場合の内部監査部門の独立性は社長直属等の組織として、社長以外の執行からの独立性は確保している。ただし、当該社長等に対する独立性は低いと言わざるをえず、この点に関しては監査役や会計監査人の監査に依存せざるをえない。既にこの点に気付き社長からの独立性を確保する仕組として、取締役会、監査役会等に直結する内部監査組織の動きがかなりの数にのぼっているのは根拠のある仕組である（早稲田大学鳥羽至英教授の東証第一部企業の有価証券報告書の調査では、915 社中、社長直結が 630 社、取締役会直結が 18 社、監査役会直結が 11 社、経営会議直結が 17 社、管理部門直結が 12 社、コンプラ委員会直結が 5 社と、多様化が進んでいる）。

司法制度は、「被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する(憲法 37 条)」ことを担保する為に、検察、弁護士、裁判官がいて、完全な独立体となっている。

内部監査部門は、内部統制の有効性の検証が目的であるから、組織上独立していなければならないとされる。しかし、会社内の独立であり、絶対的な存在ではありえない。内部統制システムの構築は取締役会の他には委譲ができない権限であり、内部監査はそのモニタリング機能を果たすことで執行側の内部統制の重要な要素である位置づけになっており、あくまで執行の一部であるという点から、組織上の独立のための工夫が必要である。

また、内部監査人は、裁判官と検察の役割を兼任している監視人である。ここに内部監査人の権限の強大さに、つまり、実態を調べて裁きを下すことが一人でできるとも言える、この権限の大きさに、内部監査人は十分なる謙虚さと慎重さを持って調査し、結果を導く判断に独善や恣意性を排除した公平性を保持することが求められている。この点に関する自覚をこの裁判員制度を研究する中で思い知らされ、「内部監査の専門職的实施の国際基準(以下「国際基準」)」の持つ意味の重要性と実行性を再認識させられる。

## 2. 熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意

裁判官は、司法試験合格と司法修習により高い専門性を有しているが、組織内の内部監査人はローテーション人事による任命で、必ずしも最初から高い専門性を有しているわけではない。にもかかわらず、内部監査人は、監査業務を遂行できる知識、技能等が必要であり、確固とした研修プログラムを構築すべきである。必要な人材を確保し、育成していくためには、経営者の理解が前提となる。

また、今回導入の裁判員制度の目的は、職業的裁判官の常識と国民の法感情との乖離を防止することである。これを内部監査に敷衍すると、専門能力に加え、広い見識が必要と認識すべきである。

## 3. 品質のアシュアランスと改善のプログラム

刑事事件では、警察の捜査に基づき検察への仮説の提示、検察の捜査・検証に基づく仮説

の提示、弁護士の調査・検証による仮説の提示を踏まえて、裁判により最終結論が出される（三審制）。すなわち、誤審による人権侵害防止のために、被疑者の代理人である弁護士と公正中立の立場である裁判官が参加して、慎重に判断する仕組みがとられている。また、万が一の誤審に対しても再審制度が設けられている。

他方、内部監査では、内部監査部門による調査・審理により結論を出す。また内部監査は、救済手続の概念もない。したがって、監査結果とくに事実認定につき被監査部門との十分な確認手続が不可欠である。また、内部監査部門の品質管理が厳しく問われることとなる。「国際基準 1300～1320」では、「内部監査部門は、品質のアシユアランスと改善のプログラムを作成、維持しなければならない。プログラムには、内部評価と外部評価を含む。またプログラムの結果を最高経営者および取締役会に報告しなければならない。」とされている。

品質のアシユアランスおよび改善のプログラムの内部評価と外部評価は、重要な品質管理の要素ではあるが、外部評価まで行っているところは少なく、日常監査業務の中で、監査部門内部の職制による品質管理が実施されているのが現状である。

#### 4. 裁判での証拠調べと内部監査での監査証跡調べのあり方

裁判においては、事実の認定は、証拠能力ある証拠によらなければならない。（刑事訴訟法 317 条）。証拠能力の要件には、①自然的関連性（要証事実に対して必要最小限度の証明力を持つこと）、②法律的関連性（類型的に裁判所の証明力を誤らせる危険性がないこと）、③証拠禁止に当たらないこと（適正手続を害する証拠ではないこと）の3要件を満たすことが必要である（「入門の法律 図解でわかる刑事訴訟法」千葉博 日本実業出版社）。

内部監査においても、監査証跡の重要性は変わらないが、証拠能力の要件が厳格には定義されていない。

「国際基準 2300」では、「内部監査人は、個々のアシユアランスやコンサルティングの業務の目標を達成する為、十分な情報を識別、分析・評価および記録しなければならない。」と述べている。

「情報の識別」にかかる「実践要綱 2310-1」では「監査目標と監査範囲に関連した全ての事項の情報を収集すべきである。」「情報は、監査所見や改善提案に正当な根拠を提供するため、十分で、有効で、関連性があり、有用であるべきである。十分な情報とは、事実で、適切で、説得力があり、情報を持った思慮深いものなら監査人として同じ結論に達するものである。有効な情報は、適切な監査技術の利用を通じて取得でき、信用できる。関連性がある情報は監査業務の所見や改善提案をサポートし、監査目標と一致したものである。有用な情報は、組織が目標に到達するのを支援する。」と述べているが、抽象的な記述に留まっており、実態は、内部監査人の熟達した能力と正当な注意に委ねられている。

次に、分析・評価については、裁判制度では、証拠調べにおいて弁護側の反対尋問手続により客観性が確保されるが、監査においては、その証跡がどこまで証拠能力があるかの検証は弱くなることもある。また、判断の根拠となる事実の認定をどう行うかについて恣意性が入りやすいので、証拠調べと検証は、適切な分析・評価が求められることに留意すべきであ

る。

## 5. 公判前整理手続と講評前の被監査部門との論点整理手続

裁判では、公判手続に基づき、原告・被告双方の「機会の公平」が図られ、これに基づく事実認定により判決がなされる。

「国際基準 2320」において「内部監査人は、適切な分析と評価に基づいて、結論および個々のアシュアランスやコンサルティングの業務の結果を得るようにしなければならない。」と述べているが、適切な結論に至る方策までは述べられていない。

監査においては、十分に、有効で、関連性があり、有用であるべき情報に基づき、熟達した能力を持った内部監査人が正当な注意を払って監査を行うこととされているが、独断的な監査や監査判断を行わないような仕組みが必要である。裁判員制度で新たに導入された公判前整理手続（論点整理、証拠開示、予想される法的問題確認等）が、独断的な監査や監査判断を行わないような仕組みとして参考になるだろう。監査において、講評前の被監査部門との論点整理手続の仕組みを考えてはどうだろうか。

## 6. 捜査と往査の関係対比

検察の強制捜査と異なり、監査においては、往査は任意であるがゆえに被監査部門の理解と協力が必要である。監査目的を遂行するために、内部監査人は、十分な情報を取得し、識別、分析・評価および記録しなければならない。被監査部門と十分なコミュニケーションを図り、被監査部門の経営改善・管理向上に役立つことを理解してもらうことが重要である。

また検察の捜査においては、科学捜査技法が発達しているが、内部監査においては、ITの活用はもとより、今後は「テクノロジーベースの監査手法」、「デジタルフォレンジック」(注)も視野に入れる必要がある。

(注)「デジタルフォレンジック」とは、簡単に言うと「デジタル鑑識」のこと。不正アクセスや機密情報漏洩などコンピューターに関する犯罪や法的紛争が生じた際に、原因究明や捜査に必要な機器やデータ、電子的記録を収集・分析し、その法的な証拠性を明らかにする手段や技術の総称のことである。(「IT用語辞典」より)

## 7. 判決文と監査報告書

刑事裁判（第一審）の判決文は、①有罪・無罪等の結論と②有罪の場合の刑罰から成る主文と、③事実認定と④量刑の判断理由から成る判決理由で構成される。

他方、監査結果の伝達（監査報告書）について「国際基準 2410」は、「伝達には、適切な結論、勧告、および是正の計画とともに、個々のアシュアランスやコンサルティングの業務の目標とその範囲を含めなければならない。」と述べており、また「実践要綱 2410-1」に「1. 監査結果の最終報告書の様式や内容は、組織体ごとあるいは監査業務の種類ごとに様々であるが、少なくとも、監査業務の目的、範囲、結果を記載すべきである。」、「5. 結果は、所見、結論、意見、改善提案、アクションプランを記載すべきである。」、「6. 監査所見は、

的を射た事実の記述である。」等の具体的な記述がある。

監査報告書の内容を判決文と比較すると、①判決文には刑事裁判の目的、範囲はないが、判決文に記すまでもなく明らかなこと、②「所見」は「事実認定」に相当、③「結論」は「有罪・無罪等の結論」に相当、④「意見、改善提案、アクションプラン」は「刑罰、量刑の判断理由」に相当すると考えられ、両者の記述内容は基本的に一致している。

ところで、内部監査部門はどのようなことを勧告すべきであろうか。たとえば、往査で社員による現預金の使い込みを発見した場合、その候補として、①刑事告発、②損害賠償請求、③懲戒規定に基づく社内処分、④現預金に対する内部統制の脆弱性の是正等が考えうる。このうち内部監査部門が勧告すべき事項は④であり、①～③は外れると考える。因みに、「国際基準 2100」では、「内部監査部門は、ガバナンス、リスク・マネジメント、およびコントロールの各プロセスを評価し、各々の改善に貢献しなければならない。」と述べている。

裁判では、法律と過去の判例の蓄積が備わっており、判決文も一定の様式が決まっているので、形式や様式はそれに従えば良いが、その中味や用語に関しては、専門用語等も良く理解していない裁判員が多数決で判決を出すこの制度導入に当り、判決文のみならず、公判における「用語の平易化」が課題となっている。かたや、監査においても、会社の規定やルールを整備は勿論のこと、内部監査での監査結果のデータベース・積み重ねが必要であるとともに用語の平易化も求められる。

## 8. 上告と最高責任者

裁判では、事実認定の不当、量刑への不服に対し上訴、再審が認められている。

内部監査では、上訴手段は明確にはない。内部監査の上部組織・機関に訴え、説明責任を問うことは可能であるが、その内部監査の権限者である社長等の判断が最終となる。また再審の制度も無い。監査中に異議を申したてることはできるが、認められるかどうかは、監査担当の判断、時に恣意性にかかる部分が大きい。したがって、監査中に被監査部門との十分な話し合いが必要であり、特に事実認定には遺漏無きよう徹底した確認作業が必要である。後で理解・解釈の違いで事実が正確に共有化されていないと、監査結果さえも異なる、覆ることになる。これは絶対避けるべき点である。その事実認定の上で、結論に関して、被監査部門と合意できない場合、特に被監査部門のリスクの許容レベル、リソース配分の優先順位等で要改善・要検討事項が受け入れできない場合等、監査報告書に両論併記を推奨する。特に事実認定の不合意、リスク評価の軽重の不合意等ある場合は、それを判定する仕組が必要であり、その判定の仕組上は、直結する社長なり監査委員会に委ねられることになるのが自然である。

「国際基準 2600」では、「内部監査部門長は、組織体にとって許容できないのではないかとされる水準の残余リスクを最高経営者が許容していると認められる場合、その問題を最高経営者と討議しなければならない。残余リスクにかかわる決定が問題を解決することにならないときは、内部監査部門長は、問題の解決に向けて取締役会にその事項を報告しなければならない。」と述べている。



## 9. 刑の執行と改善勧告の実施

判決による刑の執行には法的強制力があるが、内部監査においては、監査結果として出した要改善・要検討事項に対する監査人からの指示強制力はない。しかし、改善勧告を判定する社長なり監査委員会の指示と言うカタチで強制力を持たせる仕組みを活用し、フォローアップをする必要がある。

「国際基準 2500」では、「内部監査部門長は、経営管理者へ伝達されたアシュアランス業務およびコンサルティング業務の結果についての対応状況をモニタリングする仕組みを確立し、維持しなければならない。」と述べている。監査の実効を挙げるためには、最も大切なところである。

## V. 検討結果

### 1. 刑事裁判から得られる内部監査における示唆

#### (1) 刑事裁判と内部監査 — 相違と類似

刑事裁判と内部監査は、根本的なところで大きく異なる。

違いの第1は、刑事裁判の対象がほぼ現実が発生した事件・事故に限られるのに対し、内部監査は現実が発生した事件・事故に加え潜在的リスクを対象としており、むしろリスク監査が中心になっていることである。

第2に、刑事裁判は国家の刑罰権行使に至るプロセスであり、犯罪事実に応じて刑罰が選択される（犯罪者の更正の視点からではなく）のに対し、内部監査は罰を与えるために行うものではなく、被監査部門の改善が主目標である。

第3に、刑事訴訟手続が国家の不当な刑罰権行使から国民の人権を擁護することを重要な使命としている(注)のに対し、内部監査にはこのような対立軸がないことである。

(注) 刑事訴訟法のみならず、憲法にも罪刑法定主義（犯罪となる行為とその刑罰は立法府が予め定める）、司法府の行政府（警察・検察）からの分離、被告人の公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利、黙秘権、一事不再理効（判決が確定した事件について再度刑事責任を追及できない）ほか多数の規定がある。

しかしながら、内部監査のプロセスと刑事裁判のプロセスを対比すると、別紙2「内部監査と刑事裁判の対比」のとおり、警察の捜査、検察の捜査、裁判それぞれでかなりの類似性が認められる。そこで捜査・裁判の各プロセスにおける仕組みを個々に見ていくと、内部監査に有益な示唆を与えるものが少なからずあることが分った。

#### (2) 裁判員制度から得られる示唆

まず、我々の研究の出発点であった、裁判員制度から得られる内部監査のあり方は次のとおりである。

第1に、裁判員制度は、職業的裁判官の常識と国民の法感情との乖離防止を目的に導入されたものであり、一般国民から選ばれた裁判員が裁判官と同等の立場で事実認定、量刑の評

議・評決に参加する。

内部監査においては、内部監査部門外の一般社員を内部監査要員と同等の立場で監査に参加させることは常識的には考えられないが、部外者による監査報告書の事前レビューや事後的な品質評価等、内部監査部門が独善的な監査を行わないような仕組みを導入することは十分考えられる。

第2に、裁判員については、①裁判員になれない職業と②裁判員選任手続（質問票・質問手続、原告・被告による理由を示さない不選任の請求）が定められている。これは「公平な裁判所」を担保するための仕組みであり、従来からある裁判官の除斥、忌避、回避の仕組みと同趣旨である。

内部監査においては、直近に被監査部門に在籍していた者、関連が深かった者は当該監査の担当者に指名できないルールとすることが一般的である。また、指導・研修等による監査要員の倫理、スキルの向上や監査内容に適したスキルを有する要員の配置等も公平性向上に資するものである。なお、刑事裁判のごとく、被監査部門に監査担当者の忌避権を与える必要性は認められない。

この他、裁判員制度導入に伴って進められている用語の平易化も参考となる。

### (3) その他の刑事裁判の仕組みから得られる示唆

一般の司法制度改革における刑事裁判分野での主要な改革点は、上記裁判員制度の導入の他、公判前整理手続、集中審理の導入と犯罪被害者の権利・利益保護制度の導入である。

公判前整理手続とは、刑事裁判の充実・迅速化を図るため、裁判官、検察官、弁護人が初公判前に協議し、証拠や争点を絞り込んで審理計画を立てるものである。検察官は証明予定事実を明らかにし、証拠を開示しなければならない。弁護人も争点を明示し、自らの証拠を示さなければならない。手続には被告人も出席できる。採用する証拠や証人、集中審理を前提とした公判日程はこの場で決まり、終了後は新たな証拠請求が制限される。

内部監査においてもその充実・迅速化は重要であり、①事前の情報収集、モニタリング、リスク評価等により予め監査項目を絞り込む、②被監査部門宛監査通知書に監査目的、監査項目、往査期間等を明示する、③往査開始後なるべく早い機会に被監査部門と論点整理を行う等の方策により実現を期すべきと考える。

他方、内部監査には被害者という概念はなく、犯罪被害者の権利・利益保護制度（被害者の刑事裁判参加制度と損害賠償命令制度）は参考にならない。

さらに、従来からある刑事裁判の仕組みも、別紙3「刑事裁判の内部監査への示唆」に記述のとおり、内部監査に示唆を与えるものが少なからずある。

## 2. 集団評議におけるコミュニケーション技法

裁判員制度の運用にあたり、一般市民と裁判官による「充実した評議」の実現であることが大前提であるが、裁判官と裁判員の知識ギャップ、および経験ギャップがあること、異なる立場から構成される裁判員における集団討議・意思決定等の難しさ等が予想されることか

ら、法曹関係・社会心理学・会話分析など学際的に「集団評議におけるコミュニケーション技法」の研究が行われている。本メンバーが青山学院大学で行われた「裁判員裁判におけるコミュニケーション・デザインの学際的研究」中間成果報告シンポジウムに参加し、その集団評議における課題、解決のためのコミュニケーション技法等について紹介する。また、この中から、①会話分析の活用、②可視化技法の活用については、内部監査やCSA実施において示唆に富む事項であり、その活用を提言する。

## (1) 裁判員制度における評議・審議手続とその課題

### ①評議の重要性

裁判員法66条（裁判長の配慮義務）：「評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない。」

- 裁判員の主体性の確立：権限と役割に対する的確な理解
- 分かりやすい争点の設定：事件の構造全体と個別の争点との関連など
- 分かりやすい証拠調べ：集中力と判断力の確保
- 的確な評議：議論の焦点を明確にする／合議への積極的な参加と意見範囲

### ②評価型評議とその課題

評価型評議：検察官の論告を、弁護人の弁論を踏まえ、評価・検討し、検察官の主張する事実が合理的な疑いを容れない程度に認められるかどうかを評議する。

(注) 対立としての解明型評議（裁判長が法概念とその構成要素を説明し、それに沿って事実を分解し、用件の充足の有無を検討する）は、

- i) 法概念の説明に時間を要し、時間不足に陥りやすい、
- ii) 裁判官が説明者となり、裁判員との質疑・応答に終始し、裁判員同士の議論が活発になりにくい、
- iii) 説明の結果が十分に理解されているか分からないまま事実認定の評議に入り、その後の過程で出発点に戻る恐れがある、等の欠陥が指摘されている。

評議の課題：

- 裁判員が「自らの意見」を形成し、議論に実質的に参加できること
- 裁判員が発言する機会を十分に保障すること
- 疑問や問題点を広く検討し、十分に吟味すること

### ③裁判員裁判における評議の困難さ

- 合議体のサイズの大きさ（原則9名）
- 構成員の非対称性（成員異質性）

- 情報の複雑さ
- 準備・トレーニングの不十分さ

上記の困難性により、素朴交渉や 教室型コミュニケーションに陥る危険が指摘されている。

## (2) 学際的アプローチによる評議研究の紹介

### ①論告投錨評議型評議

いわゆる評価型評議を前提として、論告と弁論に示された問題の範囲と議論の組立てを裁判体に可視化し、裁判官と裁判員が何をどのように話し合うのかを確認しながら進行できる評議。

詳細なる情報を共有し、経験知識のある裁判官同士の評議とは異なり、裁判員評議においては、

- 裁判官と裁判員との会話
- 論点のマップ化などの可視化
- 論告・弁論の争点の明確化
- 評価の共有・議論の収斂

における評議手法の開発が必要である。

### ②会話分析

裁判官と裁判員間のコミュニケーションを正確に行うために、次の「4相の言葉」を明確に区別して受信者に発信者の意図を正確に伝える会話分析手法

宣言：決めることと決まったことを宣言

整理：話題提示、展開、確認、収斂

解説：法律的な概念や法律について説明

陳述：個人としての意見や判断を述べる

裁判官は、評議の進行役、法律手続等の解説者、かつ審議者としての立場を保有するため、その発言を、裁判員に対して正確に伝えないと、意見の押し付けになる怖れが生じる。裁判官の適切な評議進行のためには、これらの「4相の言葉」を使い分け、裁判員に明確に伝える必要がある。

### ③可視化（マップ・ポストイット活用等）

上記①における可視化の主な利用は以下のとおりである。

- 証言・証拠の可視化 ポストイットによる整理と証言対照表による可視化
- 論告・弁論のツリー構造チャート作成による争点の明確化と争点比較表の可視化
- 証言と争点の把握のための時系列整理（ポストイット整理）と可視化
- 量刑事情の整理表による可視化による裁判員全員の評価の共有・議論の収斂

各証拠をめぐる評価・判断を可視化し、共有することで、認定の状況を確認しながら結論に向かって議論できる。可視化は全体像把握のためであり、話し合いの目的地とルートを明確にすることで効率的に評議を進めることができる。

それまでの証拠判断・評価を共有しながら各裁判員が結論を述べることができるので、他が意見を出しやすくなり、裁判長との特定の裁判員1対1議論になりにくい。

#### ④理想の評議が行われるための要件

- i) 刑事裁判のルールに則った話し合いが行われること
  - ・ ルールを明示する
  - ・ いつでも参照可能な状態にすること
- ii) 事案の評価枠組が共有されていること
  - ・ 裁判の争点と事件の時系列の関連がわかる
  - ・ 何が証拠かわかる
  - ・ 証拠相互の関連性がわかる
- iii) 話し合いのトピックおよび手続が明示・共有されていること
  - ・ 何を何との関係でどのように話し合うのかわかる
  - ・ 今何を話しているかわかる
- iv) 対等な立場で全員が議論すること

### (3) 内部監査やCSAにおける集団評議コミュニケーション技法の活用

#### ① 会話分析の活用

上述のとおり会話分析における「4相の言葉」の使い分けを間違えることで、相手を誤解させ、誘導させるリスクが生じやすい。実際の会話では、ともすれば曖昧な形で進められるため、相手に正確に伝わらず、誤解したままでインタビューが完了するリスクが生じやすい。内部監査における往査面談時等のインタビューにおいては、特に被監査先の面談者は緊張している特殊環境であるため、監査人の発する言葉は、目的に基づいて明確に発せられなければならない。確認証拠の開示説明と仮説の提示における誤解を避けるため、また事実関係の聴取などにおける誘導を避けるために、監査人はこの「4相の言葉」を意識して使い分けることで、インタビューを上手に行うことが可能となる。

#### ② 可視化技法の活用

10人程度での集団評議におけるコミュニケーション技法として、評議参加者全員が全体の枠組みを共有し、メンバーが一体感を持って、解決案を纏める時などで、可視化技法（ツリー構造リスト、ポストイット活用による時系列チャート・論点整理表等）の活用が提言されている。内部監査の実施においては多くて3-4名であるため、メンバーの情報不足や疎外感を持つケースは少ないが、10名前後で行うCSAファシリテーションにおいて、可視

化の重要性を再認識できるものである。一方、内部監査業務においても、経営層等への説明や関係者の理解と協力を得る上でも、パワーポイントによる図式化や論点整理等の可視化は重要であり、内部監査部門として積極的に活用する必要がある。

以 上